参考資料

2008年8月7日

総務省総合通信基盤局

- ■通信プラットフォーム研究会における検討の経緯
- ■プラットフォームに関連する市場環境等
- ■モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化
- ■市場の統合化に対応した通信プラットフォーム

新競争促進プログラム2010策定に至る経緯

通信放送の在り方に関する政府・与党合意 (06年6月20日)

■通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針)

(06年7月7日閣議決定)

■世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

通信・放送分野の改革に関する工程プログラム (07年9月1日)

■通信関連

公正競争ルールの整備等について、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について 検討し、結論が得られたものから順次実施する。

- ≫固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ➤NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ≻指定電気通信設備制度等の見直し
- ➤その他公正競争確保のための競争ルールの整備

新競争促進プログラム2010

(06年9月19日)

ICT 改革促進プログラム

■通信の競争促進

(07年4月20日)

「新競争促進プログラム」を引き続き着実に推進する。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNOの新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等を図る。

06年9月以降、各種研究会等において検討。

新競争促進プログラム2010の改定

新競争促進プログラム (06年9月19日)

ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)

各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。

1. 設備競争の促進

各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進

2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備

3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し

他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し

4. 移動通信市場における競争促進

移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化

5. 料金政策の見直し

料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスキャップ規制等の見直し

6. ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し

7. ネットワークの中立性の在り方に関する検討

ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討

8. 紛争処理機能の強化

事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討

9. 市場退出ルールの見直し

事業者の市場退出等に対応し得る制度(債権保全制度)の整備

10. 競争ルールの一層の透明性の確保等

テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供

本プログラムのフォローアップ・改定(毎年1回)

- ✔進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。
- ✔併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し(リボルビング)を実施。

プログレスレポート(第一次)及び新競争促進プログラム(改定)の公表 (07年10月23日)

新競争促進プログラム2010(07年10月改定)

(8)ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備

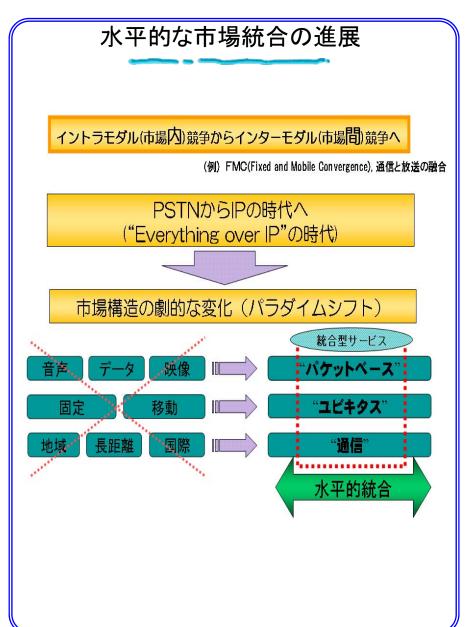
(c)プラットフォームの連携強化に向けた検討

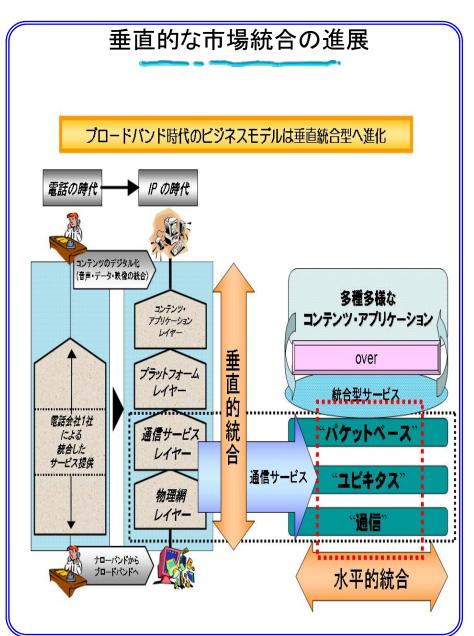
固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、デジタル著作権管理などのプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID等を含むプラットフォーム機能の利活用等について、07年度中を目途に検討を設置し、08年中を目途に取りまとめを行なう。その際、携帯端末のAP I(Application Programming Interface)のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を07年中に中間公表するとともに、08年6月を目途に分析結果を取りまとめる。

- ■通信プラットフォーム研究会における検討の経緯
- ■プラットフォームに関連する市場環境等
- ■モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化
- ■市場の統合化に対応した通信プラットフォーム

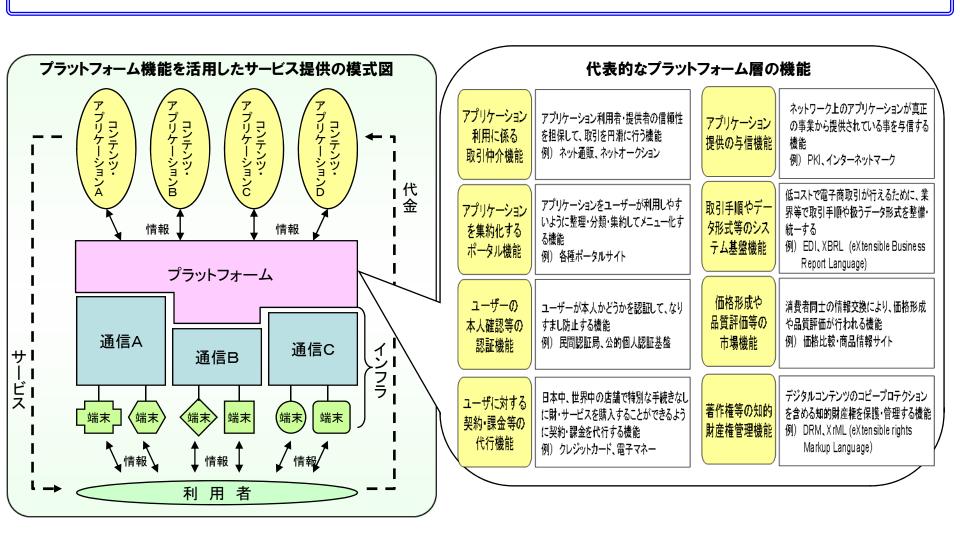
市場の統合化の進展



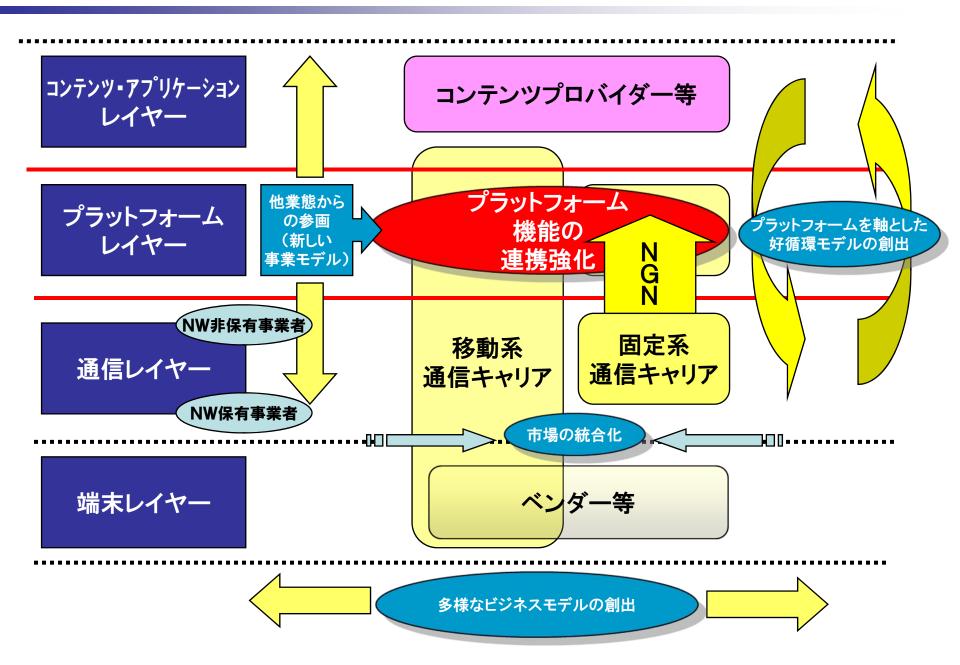


プラットフォーム機能の例

■ 議論の前提として、競争政策の観点から取り上げるべきプラットフォーム機能の具体的イメージを共有 することが必要ではないか。



プラットフォーム機能の連携強化に係る基本的視点



ICT市場におけるプラットフォームの位置づけ

※値は基本的に2005年のもの。

專業的(独立的)機能 通信サービスとの兼業的機能

コンテンツ・ア プリケーション レイヤー (約23.7兆円)

受注ソフトウェア開発 7.0兆円

パッケーシ 0.65兆円

情報処理 サービス 0.92兆円

業務用

映画・ビデオ制作・配給業 1.46兆円 新聞 2.35 兆円 出版 2.08 兆円 ニュース供給 0.4兆円 情報提供サービス 2.6兆円 ゲームソフト 0.49兆円 インターネット広告 0.28兆円

BtoB eマーケッ トプレイス 15.6兆円

プラットフォー ムレイヤー (約1.6兆円 **+**α)

ISP

その他

ソフトウェア

1.48兆円

0.73 兆円

ASP

0.65 兆円

システムメンテナンス

4.02兆円

市場 0.15 兆円

オンライン

決済

雷子 認証 市場 0.03

兆円

CDN 0.02 兆円

固定データ 通信

1.81兆円

移動データ 诵信

放送市場

通信レイヤー (約19兆円)

専用線等

0.9兆円

固定音声

3.8兆円

移動音声

6.33 兆円

2.41兆円

3.51兆円

端末レイヤー

(約26.5兆円)

通信 ケーブル 0.18 兆円

電話機、 交換機等 0.69 兆円

携帯電話機、 無線通信装置等 2.76兆円

ラジオ、テレビ、液晶テレビ、 ビデオ機器 家庭用電気機器 2.32兆円

PC、光ディスク装置等 PC関連機器 3.48兆円

ステレオ、 オーディオ等 1.11兆円

液晶デバイス 1.68兆円 電子部品 3.33兆円 半導体 4.53兆円 電池 0.7兆円

磁気ディスク等 0.43 兆円

磁気テープ・

プリンタ、 事務用機械等 1.87兆円

3.19兆円

オーディオディ スク・テープ等 0.19兆円

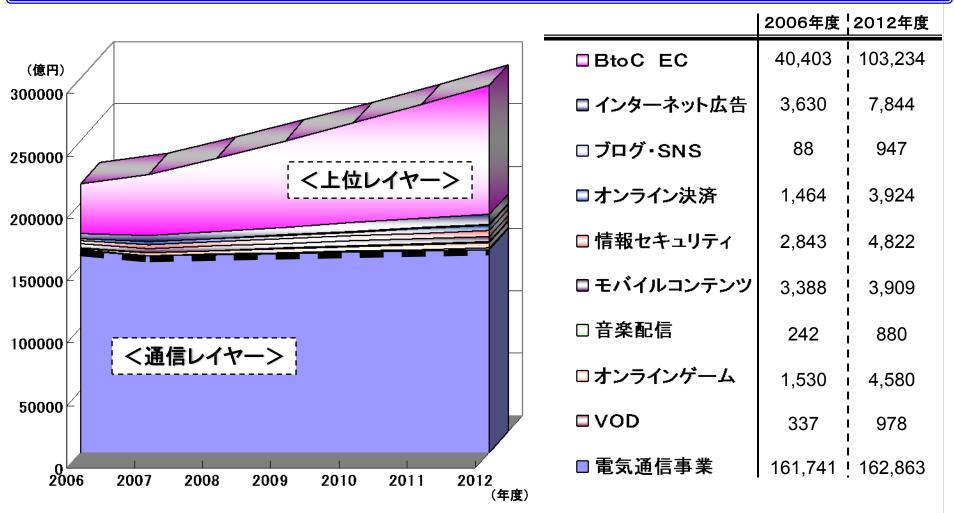
(出典) 総務省「ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会」(2005年8月)を元に総務省作成。 インターネット広告・・・電通総研「情報メディア白書」(2007年1月)2005年値 ISP、電子認証市場・・・野村総合研究所「これから情報・通信市場で何が起こるのか IT市場ナビゲーター2006年版」(2005年12月)2006年度予測値 ASP・・・・ASPIC「ASP白書)(2005年)2006年度予測値 オンライン決済市場・・・野村総合研究所「これから情報・通信市場で何が起こるのか IT市場ナビゲーター2008年版」(2008年1月)2006年度予測値 CDN・・・三菱総合研究所「デンタル情報が通市場の中期予測(2003年3月)2005年度予測(2003年度)(2003年

家庭用電気機器・・・JEMA「家庭用電気機器出荷推移表」2006年値 液晶デバイス、電子部品、半導体・・・JEITA「電子工業生産実績表」2006年値より作成 電池・・・(社)電池工業会「電池の総生産」2006年値

その他の項目、数値は総務省資料を元に作成。

通信レイヤーと上位レイヤー市場の規模予測

○ 通信レイヤー関連市場の発展に加え、プラットフォーム機能の連携強化により、特に上位レイヤー市 場の健全な発展が促され、総体としてのブロードバンド市場の拡大につながるのではないか。



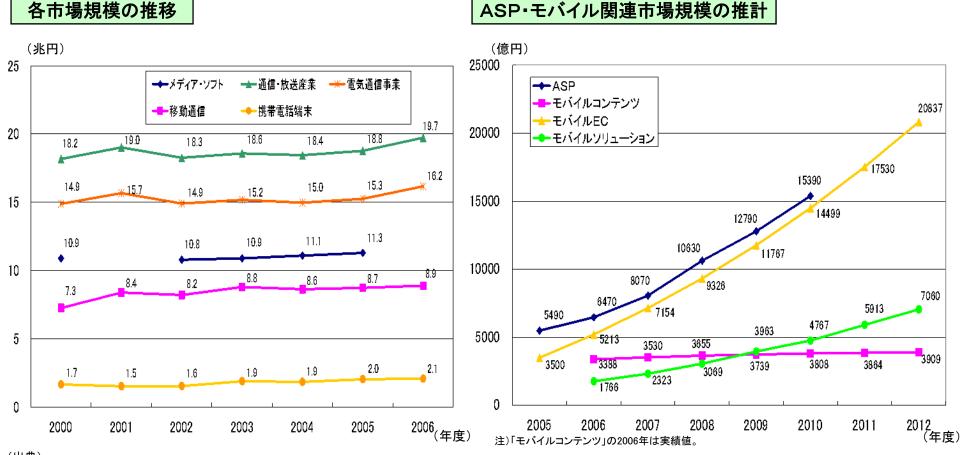
(出典)>電気通信事業・・・主要電気通信事業者売上高より算出。

2006年度は実績値。2007年度以降は2000年度から2006年度までの値から推計。

>その他・・・野村総合研究所「これから情報・通信市場で何が起こるのか IT市場ナビゲーター2008年版」(2008年1月)

「広義のネットビジネス全体市場規模の予測」から作成。

各市場規模の推移



(出典)

メディア・ソフト・・・ 総務省情報通信政策研究所「数字で見るメディア・ソフトの制作及び流通の実態」(年ベース)(2007年6月)

電気通信事業、移動通信・・・主要電気通信事業者売上高より算出。(年度ベース)

通信・放送産業・・・「電気通信事業」に、「放送業」の「部門別名目国内生産額(平成19年版情報通信白書、年ベース)」を加算して算出。

2006年度の「放送業」の規模のみ「通信産業基本調査」平成18年度見込値。

携帯電話端末・・・CIAJ「CIAJ通信機器中期需要予測」(年度ベース)

ASP・・・ASPIC「ASP白書」(2005年) 2005年度の値は一部のみ推計。(年度ベース)

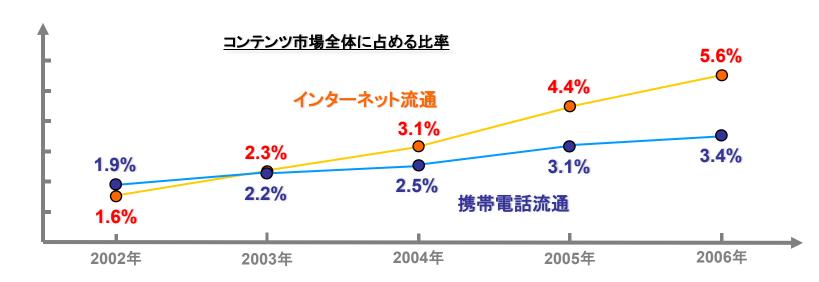
モバイルコンテンツ、モバイルEC、モバイルソリューション・・・野村総合研究所「これから情報・通信市場で何が起こるのか IT市場ナビゲーター2008年版」(2008年1月)

※モバイルコンテンツは「携帯電話を使用して有料コンテンツを配信するサービスの売上。(年ベース)」

モバイルECは「携帯電話、スマートフォン、PDAを用いたインターネット経由の商品・サービスの販売の市場。モバイルコンテンツ市場、音楽配信市場は含めない。(年度ベース)」 モバイルソリューションは「携帯電話を利用した企業内情報システムに関連し、ユーザー企業が支払う情報化投資金額全体。(年度ベース)」

モバイルコンテンツ市場の拡大



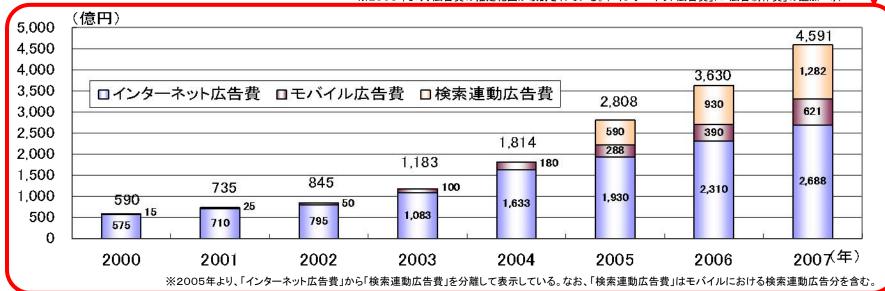


(注) ロコンテンツ市場の合計は、書籍販売、雑誌収入、新聞社総売上、パッケージソフト売上、インターネット配信売上等を合計した 「図書・新聞、画像・テキスト」、映像ソフト売上、映画興行収入、テレビ放送・関連サービス収入等を合計した「映像」、 ラジオ放送の「音楽・音声」、「ゲーム」から成る。

広告市場規模の推移

広告市場のメディア別市場規模

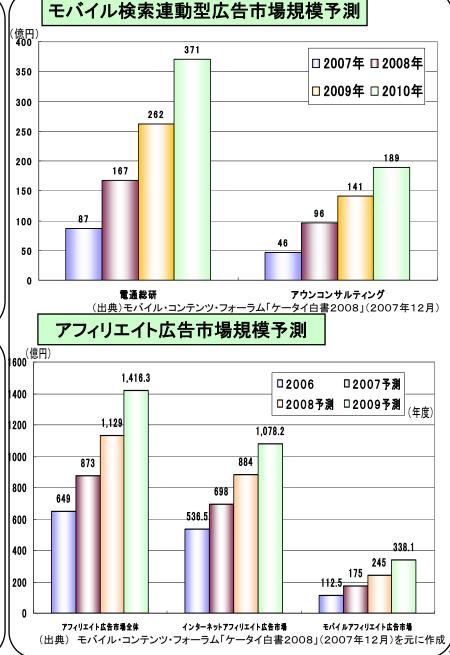




インターネットにおける広告市場規模(予測)

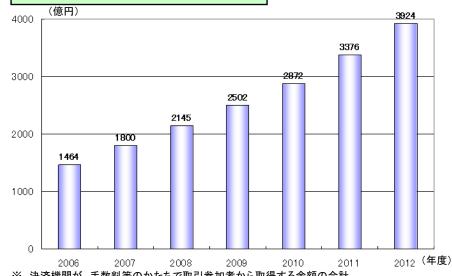






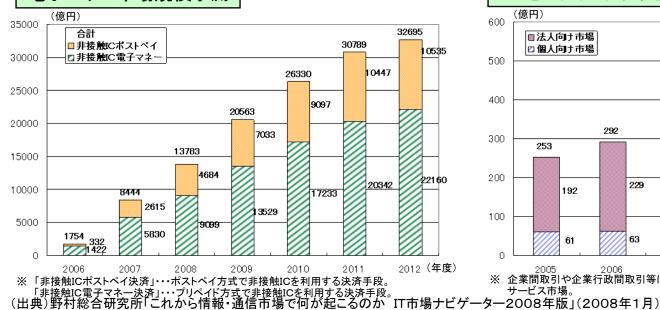
課金・認証関連市場規模の推計

オンライン決済市場規模予測

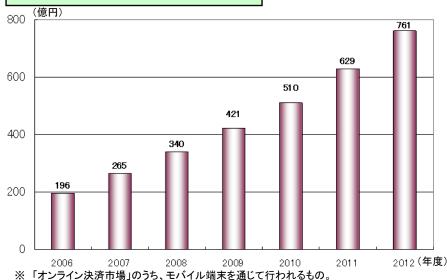


※ 決済機関が、手数料等のかたちで取引参加者から取得する金額の合計。

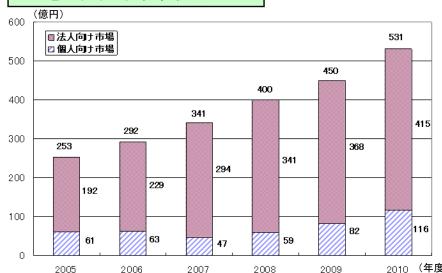
電子マネー市場規模予測



モバイル決済市場規模予測



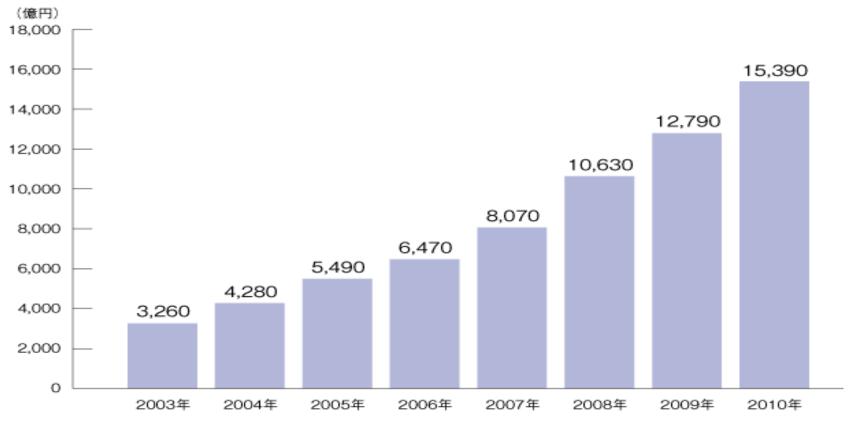
電子認証市場規模予測



2005 2006 2007 2008 2009 2010 (年度) ※ 企業間取引や企業行政間取引等に伴うシステムの構築や電子証明書の発行・管理などの認証

「電子認証市場規模予測」のみ野村総合研究所「これから情報・通信市場で何が起こるのか IT市場ナビゲーター2006年版」(2005年12月)

ASP·SaaS関連市場規模の推移と予測



注:ASP関連市場には、セキュリティ・ホスティング等のデータセンターを含む。

情報通信白書2002のASP市場予測、データセンター市場規模予測、eラーニング白書のeラーニング市場のうちシステム事業に分類 される事業のベンダー売上げとASP化が見込まれる領域の売上げ、e-Japan関連予算のうち、「行政の情報化及び公共分野における 情報通信技術の活用」に対する予算額、ASP関連市場に投下される予算額について、それぞれパラメータを設定して推計した。

(出典)2005年 ASP白書(ASPIC JAPAN/マルチメディア振興センター)

ネットワークの中立性の三原則

<u>ネットワークの中立性(network neutrality)を確保するための三原則</u> ---プロードバンド政策における基本的認識---

「自律・分散・協調」を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、インターネットを利用するすべてのステークホールダにとっての利益の最大化が図られることが必要であり、

- 1) **消費者**がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能である こと
- 2) **消費者**が技術基準に合致した**端末をネットワーク(IP網) に自由に接続**し、端末間の通信を柔軟に行なうことが可能 であること
- :3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

という3つの要件を基本原則とし、当該要件に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が 確保されている(注)。

ネットワークのコスト負担の公平性

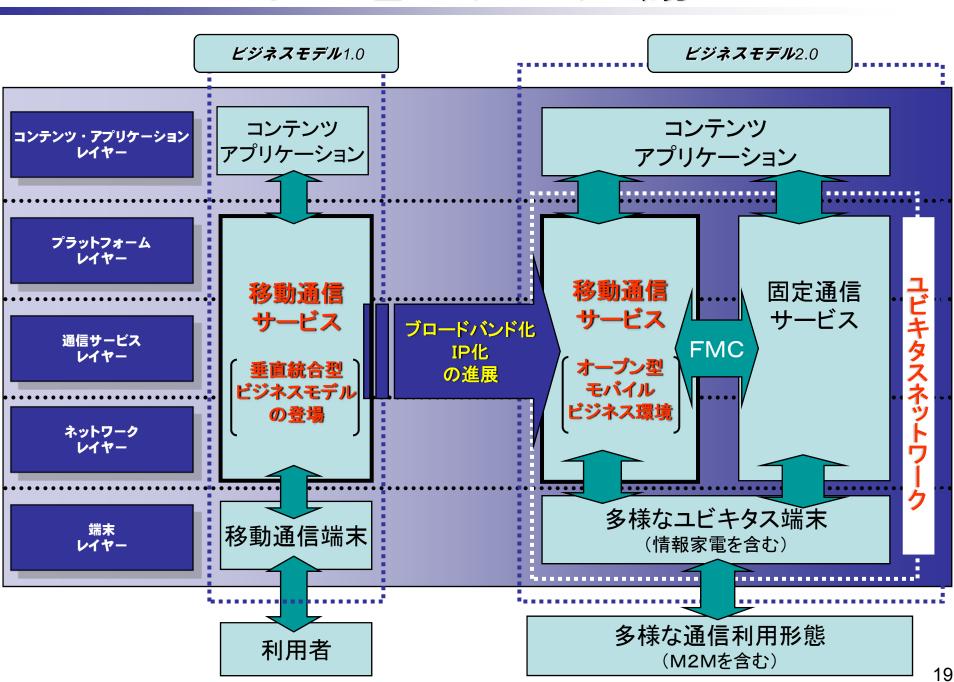
ネットワークの利用の公平性

【注】

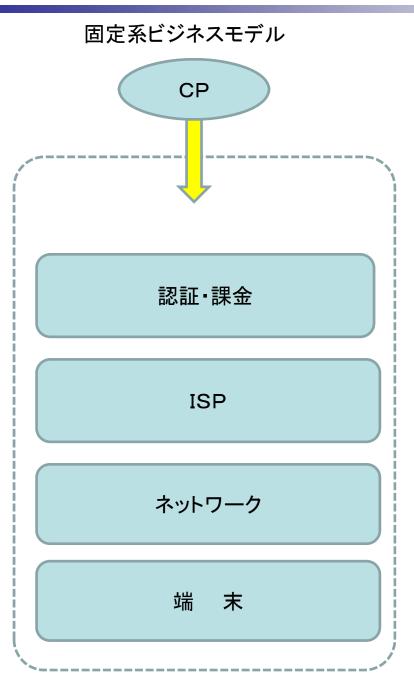
- ●ネットワークの中立性に関する三原則は、「新競争促進プログラム2010(改定)」において明記。
- ●「モバイルビジネス活性化プラン」(07年9月)においては、上記を敷衍し、「現行ビジネスモデルに加え、(a) ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境、(b) 端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境、(c) 端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境が実現する"オープン型モバイルビジネス環境"」の実現をその目的としている。

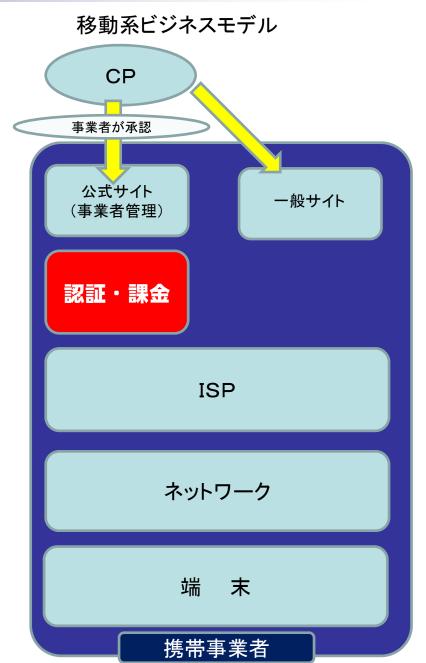
- ■通信プラットフォーム研究会における検討の経緯
- ■プラットフォームに関連する市場環境等
- ■モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化
- ■市場の統合化に対応した通信プラットフォーム

オープン型モバイルビジネス環境



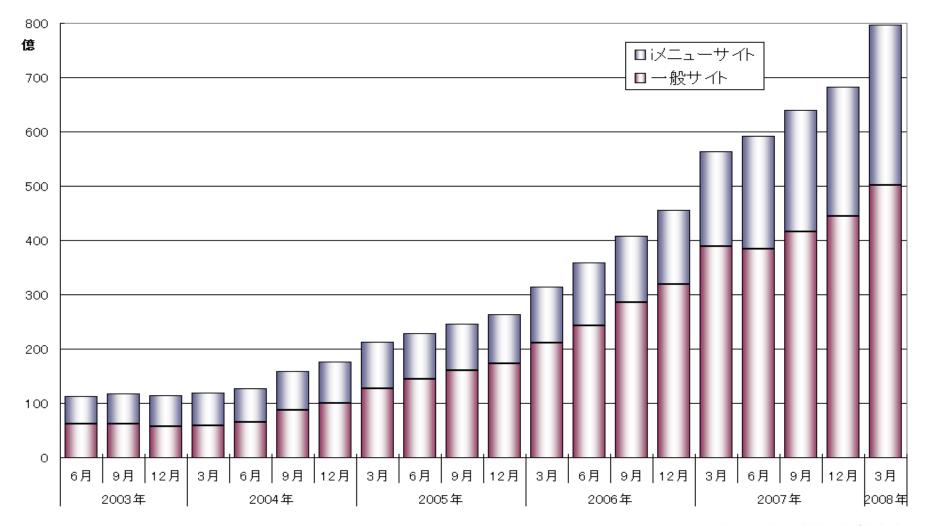
モバイルビジネスにおける認証基盤



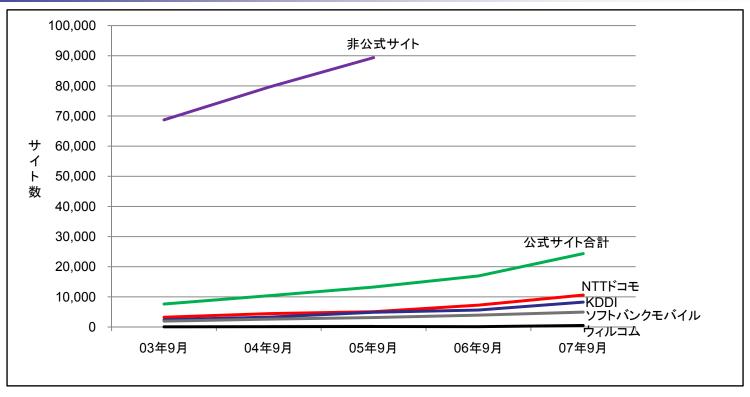


iメニューサイト/一般サイトアクセス推移

NTTドコモユーザーのアクセスを見ると、03年頃から公式サイトよりも一般サイトのほうが多くなっており、08年3月時点においては、全アクセス量に占める一般サイトの比率は65%程度まで高まっている。



各キャリアの公式サイト・非公式サイト数



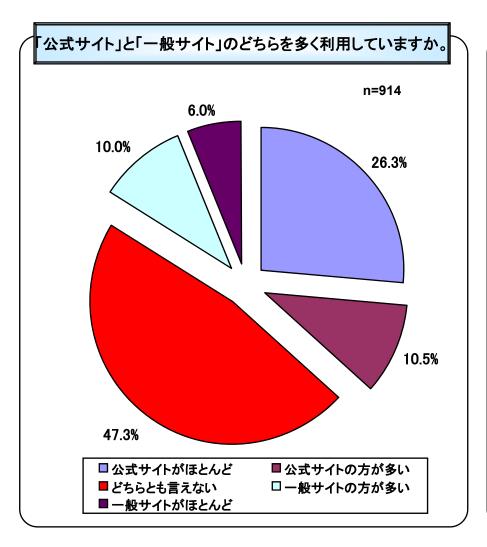
	03年9月	04年9月	05年9月	06年9月	07年9月
NTTド⊐モ	3,245	4,444	5,080	7,271	10,608
KDDI	2,387	3,257	4,878	5,628	8,262
ソフトバンクモバイル	1,949	2,598	3,133	3,928	4,935
ウィルコム	54	104	153	106	527
公式サイト合計	7,635	10,403	13,244	16,933	24,332
非公式サイト※	68,711	79,583	89,367	-	_

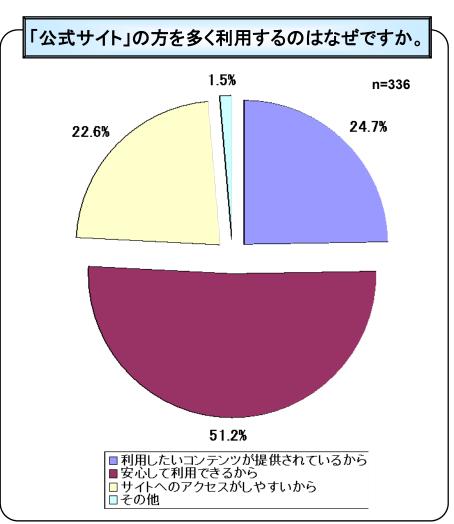
※非公式サイト数は、NTTドコモがホームーページ資料にて2005年度まで公表していたもの(OH!NEW?(デジタルストリート)調べ)を掲載。

(出典)各キャリアの公式サイト数については、各年度の電気通信事業分野における競争評価における情報収集に基づき作成 非公式サイト数については、NTTドコモホームページ資料に基づき作成

「公式サイト」と「一般サイト」の利用意向

「公式サイト」と「一般サイト」のどちらを多く利用するかという質問に対し、公式サイトが36.8%、一般サイトが16.0%という結果となっているが、「どちらとも言えない」者が全体の47.3%を占める。





キャリアごとの検索エンジン搭載の状況

	dŏcomo	au, kdoi	SoftBank
ポータルサイト	iMenu	au one	Yahoo!ケータイ
公式サイト検索	iMenu検索(※)	Google(06年7月~)	Yahoo!ケータイ
一般サイト/PCサイ ト検索	Google(08年4月~)	Google(06年7月~)	(公式サイト、一般サイトを区 別せず検索)
検索結果の表示方法 (検索結果第一画面 における表示)	公式サイト4件 一般サイト4件 PCサイト2件	公式サイト4件 一般サイト3件 PCサイト3件 (「着うた」を含む検索の場合 は公式サイト10件のみ表示。 一般サイト/PCサイトは検 索不可。)	携帯サイト5件 PCサイト2件

※NTTレゾナント、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモがiMenu検索の高度化への取組を発表(08年6月16日)。

	WILLCOM		
ポータルサイト	CLUB AIR-EDGE	便利サイト(コンテンツ等 ポータル)	
公式サイト検索	なし	(ブラウザのトップページが	
一般サイト/PCサイ ト検索	なし	Googleモバイルに設定され ている。)	

一般サイトにおける広告モデルの例(1/2)

モバゲータウン(株式会社ディー・エヌ・エー)

ゲーム、SNS機能を備えた携帯電話向けポータルサ イト。アバターを着せ替えるためのアクセサリやアイテ ム等を仮想通貨「モバゴールド」で購入できる。

- スポンサーサイトに登録したユーザに対して「モバゴー ルド」を付与。
- メールマガジンに掲載されている広告を閲覧したユー ザに対して「モバゴールド」を付与。
- トップページ上部、サイト内メッセージ送信完了画面等 にバナー広告を掲載。
- タイアップゲームの制作(服飾品メーカー、飲料水メー 力一等)。
- ページ内コンテンツと連動した広告の配信。

ゴルゴンゾーラ(株式会社レイド)

主に中高生をターゲットとした無料着メロ配信サイト。 ポイントをためて着うた、着メロ、メール素材等をダウ ンロードできる。

- クライアントとユーザーによる商品の協同開発やモバ イルマーケティング(コンビニ、二輪メーカー等)。
- ユーザー参加型のコンテスト(化粧品メーカー、飲料 水メーカー、環境省等)。
- メールマガジンに掲載されている広告を閲覧したユー ザに対してポイントを付与。

魔法のiらんど(株式会社魔法のiらんど)

携帯電話向け無料ホームページ作成サービスを提供 するサイト。小説を執筆、公開する機能があり、公開さ れた小説を検索するサービスも提供している。

- 小説の書籍化、漫画化、映画化(「恋空」、「teddy bear (等)。
- 小説とのタイアップ広告(飲料水メーカー等)。
- サイト内、ユーザーホームページ内のPR広告。
- キャンペーンサイトを通じたモバイルマーケティング。
- 自社の他サービスへの誘導(進学・進路情報サイト、 ファッション情報サイト等)。

顔ちぇき!(ジェイマジック株式会社)

ユーザーが送信した顔写真を元に、似ている芸能人 や動物の判定、加工された顔写真の作成等のサービ スを提供するサイト。

- サイト内にバナー広告を掲載。
- サービス利用後の結果画面に、結果に関連した商品 の広告を掲載。
- 会員向けメールマガジン内に広告を掲載
- タイアップサービスの制作(雑誌、映画等)。
- モバイルECサイトの運営。

(出典)各社ホームページに基づき総務省作成 25

一般サイトにおける広告モデルの例(2/2)

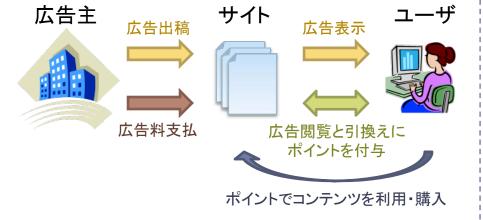
他社の広告を表示し、広告料を得るモデル

- 魔法のiらんど(ケータイ小説/ホームページ作成)
- ・ 顔ちぇき!(顔が似た著名人等の判定サービス)



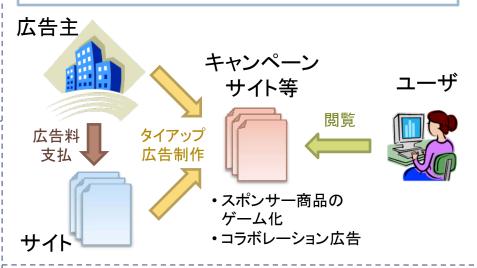
広告の閲覧に対して利用者にポイントを付与し、広告閲覧のインセンティブを高めたモデル

- モバゲータウン(ゲーム、SNS、ポータル)
- ・ ゴルゴンゾーラ(着メロ配信)
- ・ デコとも(デコメール等の携帯メール装飾素材配信)



タイアップ広告を制作し、広告料を得るモデル

- モバゲータウン(ゲーム、SNS、ポータル)
- 魔法のiらんど(ケータイ小説/ホームページ作成)
- ・ ゴルゴンゾーラ(着メロ配信)
- ・ 顔ちぇき!(顔が似た著名人等の判定サービス)



自社又はパートナー企業のキャリア公式サイトに 誘導し、収益を得るモデル



(出典)各社ホームページに基づき総務省作成

ダイヤルQ2最高裁判決の要旨

平成13年3月27日最高裁判所第三小法廷判決 平成7(オ)1659 (通話料金請求事件)

≪要旨≫

平成3年当時に加入電話契約者の承諾なしにその未成年の子が利用したQ2情報サービスに係る通信料につき、NTTが加入電話契約者に対してその金額の5割を超える部分の支払を請求することが許されないとされた事例。

≪判決理由(抜粋)≫

ダイヤルQ2事業は電気通信事業の自由化に伴って新たに創設されたものであり、Q2情報サービスは当時における新しい簡便 な情報伝達手段であって、その内容や料金徴収手続等において改善すべき問題があったとしても、それ自体としてはすべてが否定 的評価を受けるべきものではない。しかし、同サービスは、日常生活上の意思伝達手段という従来の通話とは異なり、その利用に 係る通話料の高額化に容易に結び付く危険を内包していたものであったから、公益的事業者である上告人(NTT)としては、一 般家庭に広く普及していた加入電話から一般的に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容や その危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じてお くべき青務があったというべきである。本件についてこれを見ると、上記危険性等の周知及びこれに対する対策の実施がいまだ十 分とはいえない状況にあった平成3年当時、加入電話契約者である被上告人が同サービスの内容及びその危険性等につき具体的な 認識を有しない状態の下で、被上告人の未成年の子による同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用がされたために本件通話料 が高額化したというのであって、この事態は、上告人が上記責務を十分に果たさなかったことによって生じたものということがで きる。こうした点にかんがみれば、被上告人が料金高額化の事実及びその原因を認識してこれに対する措置を講ずることが可能と なるまでの間に発生した通話料についてまで、本件約款118条1項の規定が存在することの一事をもって被上告人にその全部を 負担させるべきものとすることは、信義則ないし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきである。そして、その限度は 、加入電話の使用とその管理については加入電話契約者においてこれを決し得る立場にあることなどの事情に加え、前記の事実関 係を考慮するとき、本件通話料の金額の5割をもって相当とし、上告人がそれを超える部分につき被上告人に対してその支払を請 求することは許されないと解するのが相当である。 (判例集第55巻2号434頁)

各キャリアが公表している公式サイトへのコンテンツ掲載基準(概要)

	NTTドコモ (「iモードメニュー掲載基準」)	KDDI (「EZwebサイトエントリーのご案 内」、「コンテンツ提供に関する ガイドライン」、「EZwebディレクト リ設定・登録サービス利用規 約」)	ソフトバンクモバイル (「オフィシャルコンテンツ掲載ガ イドライン」)	ウィルコム (「ウィルコム公式サイト『CLUB AIR-EDGE』掲載基準」)
(a)キャリアによ る掲載判断 について	・掲載基準はあくまで目安であり、基準に合致するコンテンツの掲載を約束するものではなく、ドコモのビジネスとしての総合的判断から掲載を断る場合がある。	・各条項に即してコンテンツ の掲載の是非を判断する が、KDDI独自の判断によ り随時基準が変更されるこ とがある。	・掲載審査はガイドラインに 即して行われるが、ソフトバ ンクのビジネス性を合わせ て考慮し、総合的な判断に 基づいて掲載可否を決定 する。	・ガイドラインはあくまで目安であり、基準に合致するコンテンツの掲載を約束するものではなく、ウィルコムの総合的な判断によって掲載を断る場合がある。
(b)掲載された 場合の広告 制限	(明確な記載なし)	・広告掲載にあたっての基準を必ず設置するとともに、K DDIが別途定める広告制作仕様書を遵守すること。 ・広告の対象も、本ガイドラインの内容に準拠したものに限定。	・ソフトバンクが別途定める 広告掲載ガイドラインの遵 守	・他のコンテンツ、サイトへの リンクを設定する場合、リン ク先内容も本ガイドラインに 沿った内容とすること。
(c)コンテンツ作 成・改変に 際する個別 許諾	・掲載の可否はドコモが事前 検討を経て決定する。・iモードメニュー掲載後に変 更する場合においても、掲 載基準すべてを満たさなければならない。	・掲載の可否はKDDIの事前 審査を経て決定され、KDD Iの承諾のないコンテンツは 提供できない。・コンテンツを変更する場合 にも、KDDIに届出を行い、 承諾を得る必要がある。	・掲載の可否はソフトバンクが事前に審査検討し決定する。・コンテンツの内容に変更が生じる場合には予めソフトバンクに届出を行い、了承を得る必要がある。	・掲載の可否はウィルコムが 事前に検討し決定する。

※イー・モバイルについては、コンテンツ等ポータル(「便利サイト」)掲載サイトが公式サイトという位置付けではないため、08年7月現在、公表しているコンテンツ掲載基準が存在しない。

(出典)各キャリアホームページ掲載資料より作成

ユーザID(SID)の一般サイトへの通知の仕組み

	dŏc	auыкоо	
名称	UTN情報	iモードID	EZ番号(サブスクライバID)
識別対象	携帯電話端末及びSIMカード(FOM Aの場合)に一意	電話番号に一意	EZwebの契約に一意
IDの通知	サイトに通知するかどうかをユーザ がその都度選択	ユーザの操作によりサイトへの通知 の停止が可能	ユーザの操作によりサイトへの通知 の停止が可能
初期設定		自動的にサイトに通知	自動的にサイトに通知
備考	・端末製造番号とFOMAカード製造番号(FOMAの場合)の組合せ。 ・端末製造番号は機種変更で変わるが、FOMAカード製造番号は機種変更で変わらない。 ・503i以降のmova端末及びすべてのFOMA端末が対応。	・機種変更でIDは変わらない。 ・08年3月31日から提供を開始。	・機種変更でIDは変わらない。 ・05年4月14日からユーザの操作により通知しない設定が可能となった。

	SoftBank		
名称	製造番号	ユーザーID	ユーザID
識別対象	携帯電話端末に一意	電話番号に一意	SIMカードに一意
IDの通知	ユーザの操作によりサイトへの通 知の停止が可能	ユーザの操作によりサイトへの通知の 停止が可能	ユーザの操作によりサイトへの通知 の停止が可能
初期設定	自動的にサイトに通知	回線契約後初回のサイトアクセス時に、 通知するかどうかをユーザが選択	自動的にサイトに通知
備考	製造番号は機種変更で変わる。一部機種では製造番号をサイトに 通知しないものがある。	・ユーザーIDは機種変更で変わらない。	・機種変更でIDは変わらない。
		※ウィルコムは一般サイトへユ	ザIDを通知していない。

(出典)各社ホームページに基づき総務省作成 29

各キャリアの展開している音楽配信・プッシュ配信サービスの概要

		dŏcomo	au⊬kbbi	SoftBank	■ WILLCOM
	音楽配信	 うた・ホーダイ 毎月定額の利用料金で音楽ファイルを公式コンテンツプロバイダのサイトからダウンロードできるサービス Napster 等、26サイトが対応 	LISMO! ・音楽ファイルの転送・管理ソフト(PC用)を提供 ・上記ソフト上での着うたフル等の配信はKDDI直営の「LISMO Music Store」にのみ対応 ・その他のPCでの音楽配信は「mora for LISMO」にも対応	S!ミュージックコネクト ・音楽ファイルの転送・管理ソフト(PC用)を提供 ・S!ミュージックコネクトのポータルサイトは株式会社レーベルゲートが運営(mora win)	W+Music • スマートフォン向け音楽配信ポータル • 対応サービスはmora win、OnGen
	お知らせ、広 告等のメッ セージ配信	メッセージF(フリー) メッセージR(リクエスト)			お知らせメール
プッ	音楽、動画等 のコンテンツ 配信	Music&Videoチャネル (月額315円)	EZチャンネル(無料) EZチャンネルプラス(月 額315円)	S!情報チャンネル(無料)	
プッシュ配信	待ち受け画 面にニュース を表示	iチャネル(月額157.5円)	EZニュースフラッシュ(無料) 料) EZニュースフラッシュ増 刊号(月額157円)	S!速報ニュース(無料)	W+Info(無料)
	地震等の公 共的な情報 の配信	緊急速報「エリアメール」			

[※]イー・モバイルは音楽配信・プッシュ配信等のサービスを提供していない。

通信事業者と上位レイヤーの規律の整理

禁止行為(事業法第30条第3号第3号)

市場支配的な電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。
- ※ 「市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合に おいて、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信 事業法上の禁止行為に該当し、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる。」(電気通信事業分野における競争の促進に関 する指針(総務省・公正取引委員会平成13年11月30日))

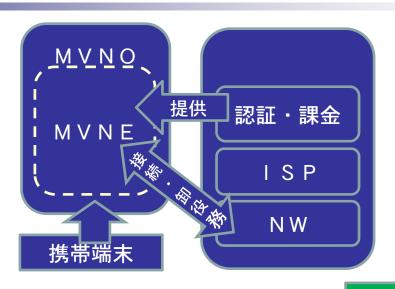
業務改善命令(事業法第29条第1項第2号)

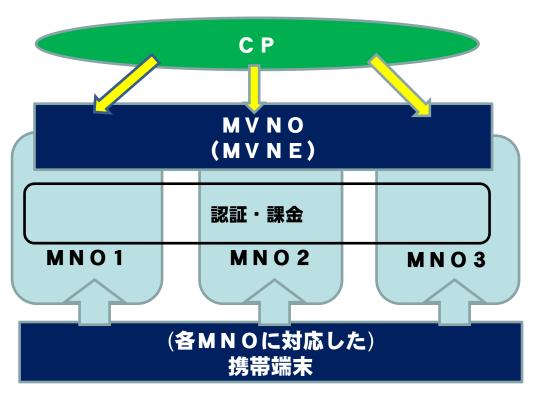
総務大臣は、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」と認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

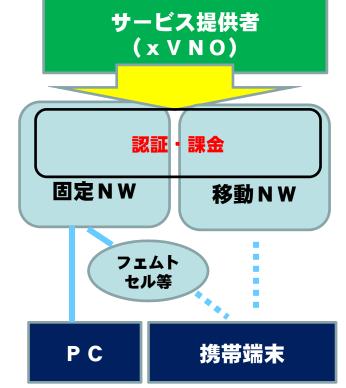
①市場支配力を有する通信事業者がその上位で事業 展開を行うプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイ ダ等に対する不当な規律・干渉が発生しないよう公正 競争を確保する必要

②市場支配力の有無を別としても、一般規律として、通信事業者はコンテンツプロバイダ等に対して不当な差別的取扱いが行われないよう公正競争を確保する必要

プラットフォームの連携とMVNOモデルの多様化







端末プラットフォームの共通化の動き(1/2)

OSプラットフォーム統一の動き



- 07年1月に設立された非営利団体。携帯電話向けに、Linuxベースで「国際的に競争力のある」ソフトウェアプラットフォームを開発。
- 08年6月に同じく携帯電話向けのLinuxベースプラットフォーム開発を行っていた業界団体LiPSの活動を統合。
- 参加企業はVodafone、ACCESS、パナソニックモバイル、NEC、Sumsung、Motorola、 NTTドコモを始め40社。



- 08年6月にNokiaがSymbianの買収計画を発表。あわせて、Symbian Foundationの設立及びSymbian OSのオープンソース化の計画を発表。Symbian Foundationの参加企業を対象にSymbian OSをライセンスフリーで公開する。
- 従来、Symbian向けに開発されていたS60(Nokia)、UIQ(UIQ)、MOAP(NTTドコモ)の 3つを統合したプラットフォームを開発する。
- Foundationの参加企業はNokia、Motorola、Sony Ericsson、NTTドコモを始め22社。

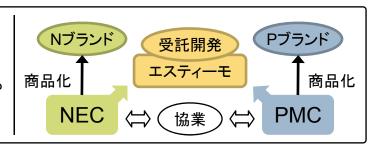
CIOSCOD

open handset alliance

- 07年11月にGoogleがLinuxベースのモバイル向けプラットフォーム「Android」を発表。 あわせて、Androidの開発団体Open Handset Alliance(OHA)を設立。
- オープンソースプラットフォームで、アプリケーションは自由に開発可能。現在、Android 向けのソフトウェア開発キット「Android SDK」が公開されている。
- OHAの参加企業はGoogle、HTC、Samsung、T-Mobile、Qualcomm、Motorola、NTTドコモ、KDDIを始め34社。

携帯電話開発の共通化の動き

- 06年10月、NEC、松下電器、パナソニックモバイルコミュニケーションズ (PMC)の3社は携帯電話の共通プラットフォーム開発などを行う合弁会社「エスティーモ株式会社」を設立。
- 商品の企画、開発、製造、販売は引き続きNEC、PMCが行うが、ミドルウェアやアプリケーション、ハードウェアの共通化を進め、開発投資の重複を回避して効率良く端末を開発し、商品の差別化にリソースを集中させる。



端末プラットフォームの共通化の動き(2/2)

ACCESS Linux Platform(ALP) +FOMA端末開発用オペレータハック

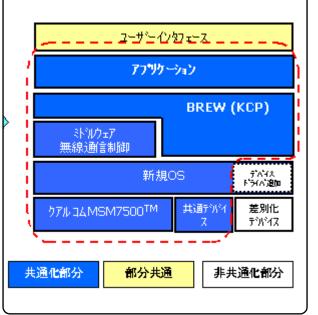
- ALPは、ACCESSが開発した「LiMo Foundation」仕様準拠のLinuxベース 共通ソフトウェアプラットフォーム。
- オペレータパックは、iモードやiアプリなどのNTTドコモ独自サービスに対応したLiMo仕様準拠のOS向けアプリケーションソフトウェアのセットで、08年4月にNTTドコモが開発を発表。
- ・ALPとオペレータパックの組合せにより FOMA端末の開発効率向上、携帯電 話端末メーカーのFOMA端末開発への 参入促進、国内携帯電話端末メーカー の国際競争力向上を目指す。

ALP メーカー オヘ゜レータ アフ[°]リ **ALP** 差異化 アフ[°]リ パック ケーション 部分 LiMo仕様準拠 ミドル ウェア プラットフォーム OS Linux

KCP+

(KDDI Common Platform+)

- KCP+は、KDDIと米クアルコムが共同で開発した携帯電話端末向け開発プラットフォーム。
- KCP(KDDI Common Platform)から 更に共通化部分が拡大。
- KCP+の提供により、携帯電話開発コストの低減、開発期間の短縮を実現。
- 携帯電話メーカーはKCP+を搭載する ことで、デザイン、ユーザーインター フェース、実装デバイス等の独自要素 の開発に一層注力できるようになる。



POP-I

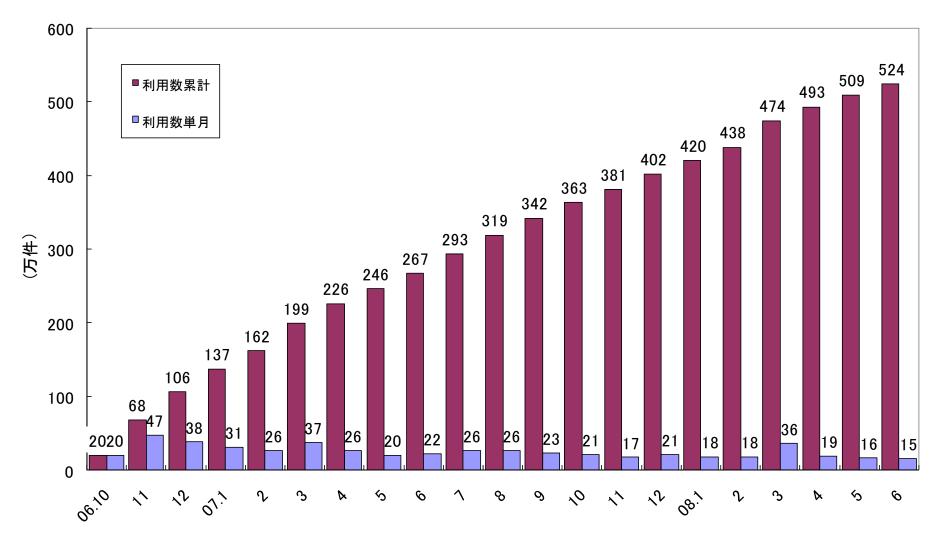
(Portable Open Platform Initiative)

- POP-iは、ソフトバンクモバイルが開発 する携帯電話用共通API指向型プラットフォーム。
- 携帯電話向けオープンAPI仕様である「OpenKODE」に準拠。
- ・メーカー各社が採用する異なったチップ セットやOS、ミドルウェアの違いを吸収 し、アプリケーションが共通して動作す るようにする。
- アプリケーション開発期間の短縮、開発 コストの低減を実現可能なほか、既に 開発したソフトウエアを引き続き使用することを可能とする。

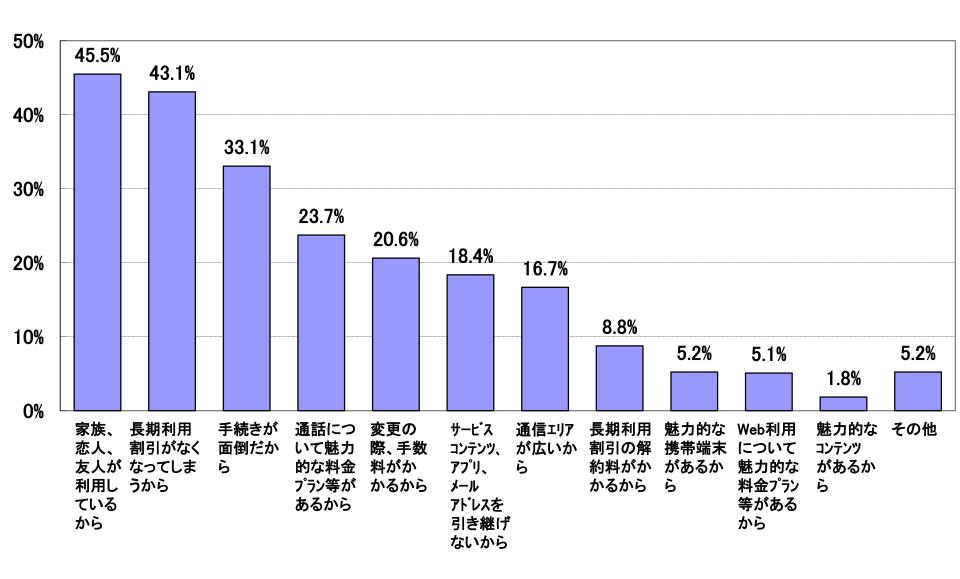


MNPの利用状況

- 08年6月単月で約15万件
- 携帯電話の番号ポータビリティ開始(06年10月24日)から08年6月末までの累計で約524万件
- 08年6月末の携帯電話契約数(約1億365万)に対して約5%

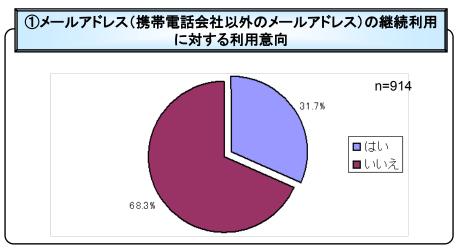


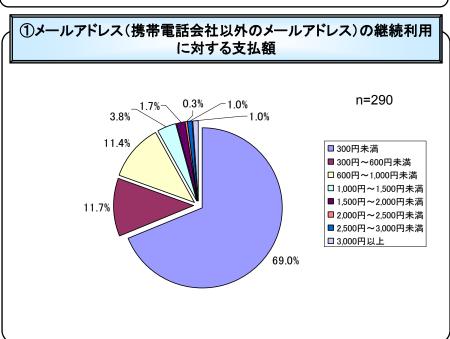
MNP制度導入以降の利用者動向

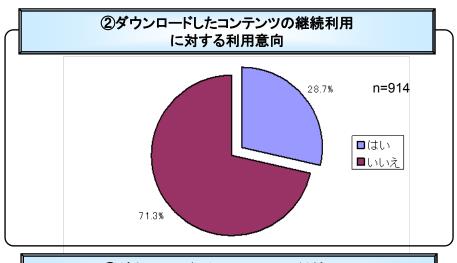


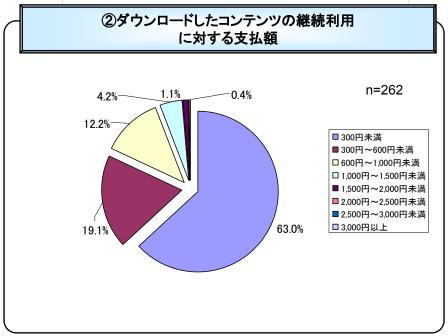
(注)MNP導入以降に携帯電話会社を変更していない利用者に対してその理由を調査(3つまで選択可)。

ポータブルなサービスへの利用意向









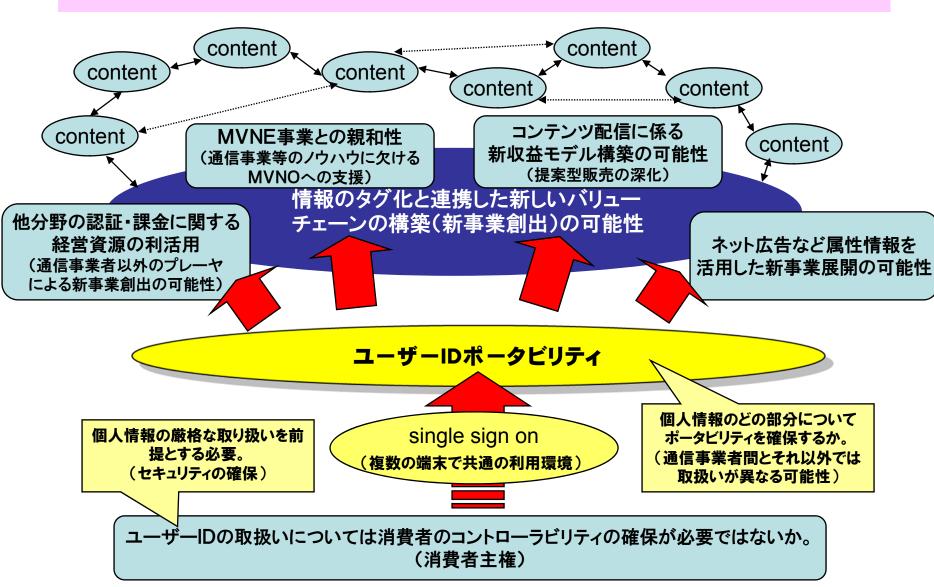
(注)一定の手数料等を支払えば、携帯電話会社を変更した場合において、以下のサービスが引き続き利用できるような仕組みがあった場合の利用意向を調査。

(出典)電気通信事業分野における競争状況の評価2007"プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析(中間取りまとめ)"(07年2月)。

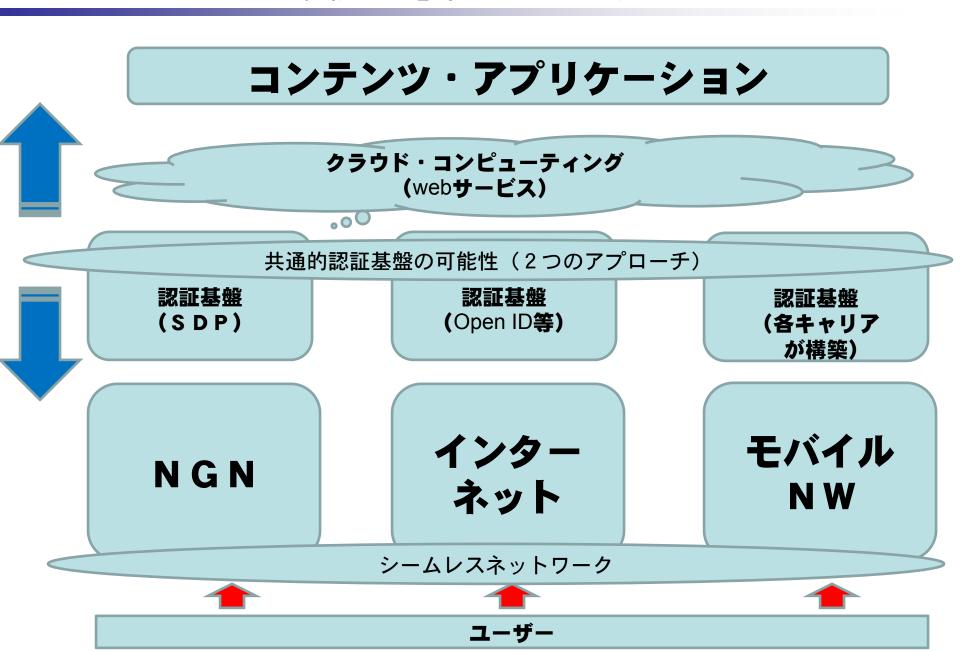
- ■通信プラットフォーム研究会における検討の経緯
- ■プラットフォームに関連する市場環境等
- ■モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化
- ■市場の統合化に対応した通信プラットフォーム

IDポータビリティの基本コンセプト(イメージ)

情報の関連性(タグ化)とユーザー属性のマッチングをより容易化することで付加価値性の高い事業が生まれる可能性。

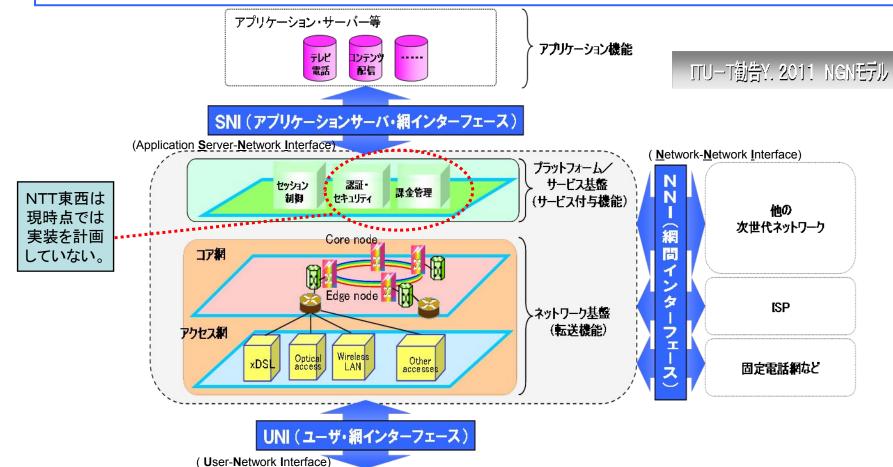


認証基盤を考える上での切り口



次世代ネットワーク(NGN)の概要

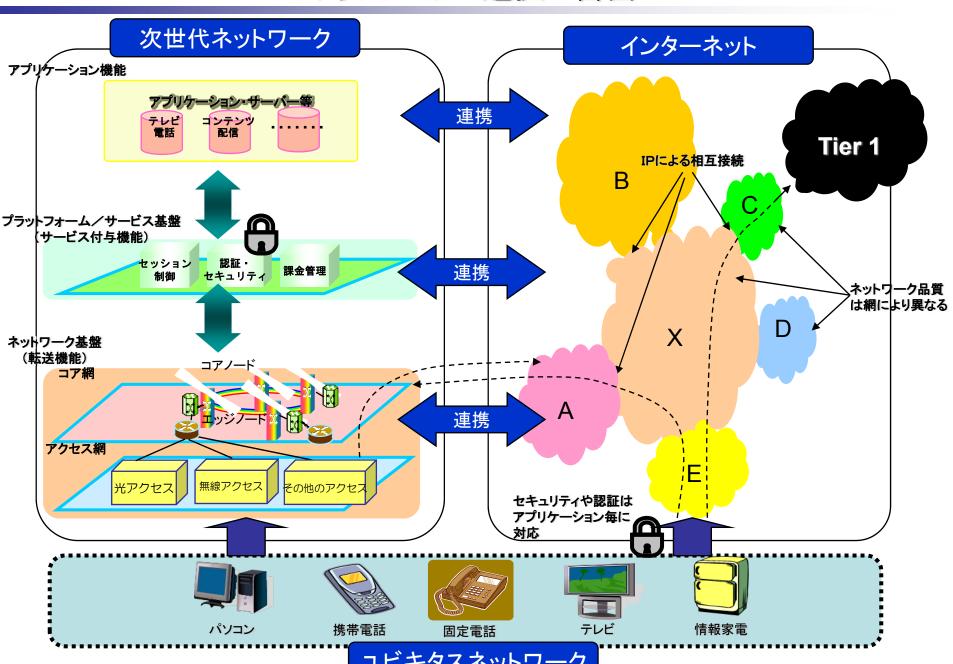
- 次世代ネットワーク(NGN)は、現在の電話網に代わるオールIPネットワーク。電話網が有する高い信頼性とインターネットが有する柔軟性の両立を基本理念としている。各国の通信会社が構築を計画。
- NGNでは、通信会社が複数のクラス(「最優先/高優先/優先/ベストエフォート」等)ごとに通信品質を保証。安定的かつ安全な超高速ブロードバンドサービスを提供可能。
- NTT東西は、08年3月にNGNの商用サービスを開始。今後の我が国の通信網全体の中で基幹的な役割を果たすものになると見込まれている。



固定電話 パソコン 情報家電 PC 携帯電話

41

ネットワークの選択の自由



ユビキタスネットワーク

IDポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等

IDポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等については、「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」(08年度予算)の一環として具体化を図る。

(実施状況)「次世代ネットワーク基盤技術の研究開発」の一環として、08年8月に(独)情報通信研究機構より公募を行う予定。(08度から3ヶ年計画)

(現在のID)→サービス毎に個別のID・認証

